

令和6年度版 愛知県立丹羽高等学校「生活のしるべ」(抜粋)

生徒心得

本校生徒は、集団の中でお互いを高めあうため、日課表に従い、以下の生活指針を遵守する。

〔一般的生活指針〕

- 1 規律を重んじ、知力と体力の向上に努め自主性を養う。
- 2 良識ある行動を身に付け、自らを厳しく律する。

〔登校・下校〕

- 1 8時30分までには教室で着席し、下校の際は戸締り、消灯を確実にする。
- 2 最終下校時刻は、18:30とする。
※長期休業中は、17:00とする。

〔欠席・遅刻・早退・外出・その他〕

- 1 欠席、遅刻をする場合は、事前に担任に届け出る。原則、保護者から連絡をしてもらう。
- 2 遅刻は、8時40分までに入室できない場合とする。
- 3 遅刻者は、入室許可証の手続きをして入室する。手順は以下のとおりである。
 - (1) 職員室で入室許可の手続きをする。
 - (2) 教科担任等に提出し承認を受ける。
 - (3) その授業終了後、速やかに担任に提出する。
- 4 遅刻が度重なると、保護者来校のうえ面談等の対象となる。
- 5 早退の場合は、担任に連絡をし、職員室で早退許可証の手続きをして早退する。帰宅後は、直ちに学校(担任)に電話連絡をする。
- 6 外出は原則として認めないが、やむを得ない場合は、担任等に申し出て職員室で外出許可証の手続きをして外出する。帰校後は、直ちに担任に報告する。
- 7 病気やけが等で1週間以上欠席する場合や、考査を欠席する場合は、医師の診断書か通院を証明するものを提出する。
- 8 親族の死亡の場合は、次に定める期間を忌引とする。

(1) 父母	7日以内
(2) 同居の祖父母、兄弟姉妹	3日以内
(3) 別居の祖父母、おじ・おば	1日
(4) 父母の年忌	1日

〔授業〕

- 1 授業には全力を集中し、必ず予習・復習をする。
- 2 考査は、十分な準備をして臨む。

〔身だしなみ〕

- 1 服装 本校の規定に従い、清潔で端正であるように心掛ける。(P4以降参照)
- 2 頭髪 清潔感のある髪型であること。パーマ・染色などの技巧及び特異な髪型は避ける。
- 3 履物 (1) 通学時…運動靴または標準的な革靴。
(2) 校舎内…指定のスリッパ。
- 4 靴下・肌着 華美でないもの。ストッキング及びタイツも可。
- 5 装飾品 ピアスなどのアクセサリーの装用はしない。
- 6 化粧 化粧はしない。カラーコンタクト・サークルレンズなども装用しない。
- 7 帽子 用途や場にふさわしいものを必要に応じて着用する。
- 8 異装 やむを得ない事情で規定外の服装をしなければならない場合は、異装届を提出し、学校の許可を得る。

〔所持品〕

- 1 所持品には記名をし、貴重品や多額の金銭は持参しない。また、価値や金額の大小に関わらず所持品は個人の責任で管理する。(紛失や盗難について学校が賠償責任を負うことはできない。)
- 2 マンガ・雑誌類・音楽再生機器・ゲーム機器類・危険物等、学校教育活動に必要なない物品は、校内に持ち込まない。
- 3 スマートフォンや携帯電話等の情報端末機器は個人の責任で管理し、本校の定める「情報端末利用規定」に基づき適切に利用する。(P7参照)
- 4 拾得物・遺失物については、速やかに担任を通して学校に申し出る。

〔清掃・整頓〕

- 1 校舎内外の清潔・整頓を心掛け、協力して清掃を行う。
- 2 公共物は大切にし、損傷したときは教員に届け出る。

〔集会・施設使用・掲示物〕

- 1 学校の施設を利用する場合は、事前に関係の教員に施設使用願を提出し、教員の付き添いのもとで利用する。
- 2 掲示物・刊行物は生徒指導部に申し出て学校の許可を得る。

〔旅行〕

- 1 旅行をする場合は、保護者の責任の下に、周囲への配慮を怠らず責任ある行動をとる。
- 2 旅客運賃割引証を必要とする場合は、定められた用紙で10日前までに願い出る。

〔アルバイト〕

- 1 アルバイトには原則として従事しない。経済的事情でやむを得ず必要な場合は、保護者からの申し出により許可することもある。
- 2 次の場合は、理由の如何にかかわらずアルバイトは許可しない。
 - (1) 学習状況が不振な場合(許可を取り消すこともある)。
 - (2) 健康上有害と考えられる場合。
 - (3) 風紀上不適切な場合。

〔交通〕

- 1 交通ルールを厳守し、事故防止に努める。
- 2 自転車通学希望者は定められた用紙で申請する。近距離の者は徒歩通学が望ましい。
- 3 道路交通法にしたがい、雨天時は雨合羽を着用する(傘さし運転はしない)。
- 4 自動車・自動二輪類に関する「四ない運動」(免許をとらない・自動車等を買わない・運転しない・同乗しない)に従い、在学中は、原動機付自転車・自動二輪車・自動車の運転免許は取得できない。
- 5 交通事故発生時の対応について
 - (1) 事故発生時は、相手の身元や連絡先を必ず確認するとともに、警察に通報する。
 - (2) 加害や被害、事故の大小にかかわらず、直ちに保護者に連絡する。また、休日の事故も翌登校日に学校に報告する。

〔特別指導〕

下記のような行為があれば、特別指導(校長訓戒・家庭謹慎等)の対象になる。また、学校教育法施行規則第26条に基づく懲戒が行われる場合もある。

飲酒・喫煙など法律に反する行為、いじめ、暴力行為、器物損壊、無断アルバイト、怠学、考査不正行為、無断運転免許取得行為、その他、学校の秩序を乱したり生徒としての本分に反したりする行為など

服装規定（令和5年度以前入学生制服）

本校生徒は、指定の制服を体調や寒暖に応じて適正に着用すること。衣替えに関する規定は特に定めていない。ただし、入学式や卒業式については、以下のとおりとする。

（1）男子は、標準学生服・指定長袖カッターシャツ・標準学生ズボン

（2）女子は、指定の上着・ブラウス・ベスト・リボン・スカートまたはスラックス

※始業式・終業式、その他の式典や集会については、その都度学校の指示に従う。

○男子制服（標準学生服）



校章バッジ

「標準型学生服」のマーク
又は市町関係のマーク

上着丈

まっすぐ指を伸ばして、中指の
第2関節くらいまでの長さ

○標準学生ズボン

内側に「標準型学生服」のマーク
又は市町関係のマーク

タック
ノータック又はワンタック



「標準型学生服」
のマーク

スソ巾

20～24cm

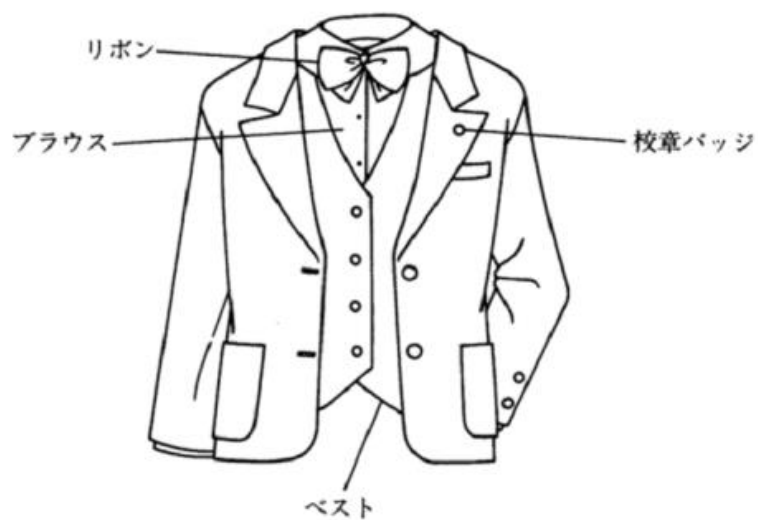
ウエストサイズにより若干異なる

○指定長袖カッターシャツ

○指定半袖カッターシャツ

男子はベルトを必ず着用すること。

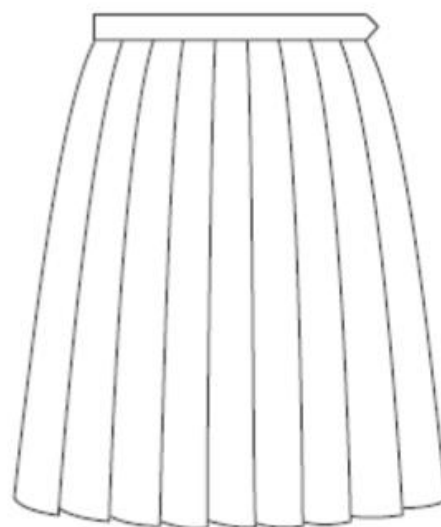
○女子制服（指定）



○指定 オーバーブラウス（夏季用）



※オーバーブラウスには長袖
もあります。



スカート丈は適切に定めていただくように指定業者に
依頼してありますので、加工やウェストを曲げるような着
用方法やベルトの使用は認めていません。

指定ベストのかわりに防寒用セーター、カーディガンを着用することができる。



服装規定（令和6年度入学生制服）

学校指定のジャケット・スラックス・スカート・シャツ・ポロシャツ・ネクタイ・リボンを気候条件等にに合わせて自由に組み合わせて着用する。スカート丈は適切に定めていただくように指定業者に依頼してあるので、加工やウェストを曲げるような着用方法をしない。

シャツ・ポロシャツについて

- (1) シャツの裾はスラックスまたはスカートの中に入れて着用する。
- (2) ポロシャツは裾を出して着用することができる。
- (3) シャツ・ポロシャツは第一ボタンをとめる。ただし、ネクタイ・リボンを着用しない場合は第一ボタンをはずして着用することができる。

ベルトについて

- (1) スラックス着用時はベルトを着用する。
- (2) スカート着用時はベルトを着用しない。

式典時等の服装について

次の着用を基本とする。ただし、指示があった場合はそれに従う。

・冬季スタイル

「ジャケット」＋「シャツ」＋「ネクタイ」または「リボン」＋「スラックス」または「スカート」

・夏季スタイル(リボン・ネクタイの着用は任意)

「シャツ」または「ポロシャツ」＋「スラックス」または「スカート」

〔防寒具着用規定〕

防寒具(防寒着・セーター・カーディガン・マフラー・手袋等)の着用については以下のとおりとする。

- 1 寒暖に応じて適宜着用できる。
 - 2 着用できる防寒具
 - (1) 華美でないもの
 - (2) 制服の上着の内に着る防寒具(セーター・ベスト・カーディガン類)は、上着の裾から出ないように着用する。フード付きのものは着用しない。
- 注意 いずれの場合も着用の判断に迷う場合は、担任を通してあらかじめ学校に相談するとよい。

〔校則(生活のしるべ)の見直しに関する手順について〕

校則については、随時見直す機会を設け、生徒・保護者・教職員・外部の有識者等から意見を集約した上で協議し、順次改定を行う。校則の見直しの手順は以下のとおりとする。

- 1 生徒会校則検討委員会は、校則の変更(追加・改正・廃止)についての求めがあった場合、その主旨や内容を整理し、生徒議会に議題を提出する。
- 2 生徒議会において、校則の変更(追加・改正・廃止)についての審議を経て、承認を得た後、校長に対し、校則の変更を求めることができる。
- 3 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は、校則の変更が必要と判断したときは、生徒・保護者・教職員・外部の有識者等から意見を聴取し、運営委員会・職員会議等でその内容を議論する。
- 4 校長は、生徒・保護者・教職員・外部の有識者等からの意見や運営委員会・職員会議等での議論、本校の校訓、スクール・ポリシーを踏まえ、校則の変更について決定する。

〔情報端末利用規定〕

- 1 学校での教育活動のための生徒個人の情報端末機器の持ち込み
 - (1) B Y O D (Bring Your Own Device)、すなわち生徒個人の情報端末機器を学校へ持ち込み、学校の教育活動の中で活用することができる。
 - (2) 学校の教育活動のために、生徒個人の情報端末機器を校内のLAN及び県が整備したインターネット回線を通じて利用することができる。
- 2 生徒個人のスマートフォンやタブレット端末について
 - (1) 公共のマナー、モラルに反しない限り、授業中等以外は使用することができる。
(授業中等の使用には教員の許可が必要)
 - (2) 授業の支障となる操作、設定はしない。
 - (3) 肖像権、著作権を侵害する行為、他人のIDやパスワードを利用した不正アクセス等、法に反する行為は絶対にしない。具体的には下記のようなことである。
 - (ア) 他人の写真や動画等を本人に許可なく撮影はしない。
 - (イ) 許可なく、学校情報の漏洩や他人への送信、SNS等への書き込みや掲載、特に個人が特定される写真や動画をSNS等に掲載、他人を誹謗中傷するような動画や音声発信行為はしない。
 - (ウ) 校内ネットワークに接続するためのID、パスワード等の情報は絶対に漏洩しない。

- 3 学校所有のタブレット端末について
愛知県学習用パソコン等貸与規定および生徒用利用ガイドに準ずる。